

令和7年度高島市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1. 目的

高島市では、子育てに対して不安や負担を抱える家庭や妊産婦の家庭などを対象に、その家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止するため家事および育児における必要な支援を行う事業を実施します。

つきましては、本事業の受託事業者を募集します。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

高島市子育て世帯訪問支援事業委託業務

(2) 業務の概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事および育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦の家庭、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事および育児における必要な支援を行います。

(3) 業務内容

別添「高島市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 応募要件

事業の実施に対し意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 次の①から③のいずれかに該当する事業者

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34号の7の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者
- ③ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 上記事業所を本市に有していること

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のい
ずれにも該当しないこと
- (4) 国税および地方税を滞納していないこと
- (5) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと
- (6) 事業の安定した運営および適切な事業実施が確保できると認められる事業
所
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要
な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること
- (8) 応募する事業所または事業所が運営する施設について、過去3年間におい
て、法令に基づく改善命令、事業停止または業務停止等の処分を受けていな
いこと、また、直近3年間に実施された所管庁の指導監査、実施指導等にお
いて、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合
であっても、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではない。
- (9) 応募する事業所の代表者および役員は、児童福祉法および児童買春、児童
ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律（平
成11年法律第52号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがな
いこと

4. 募集について

(1) 募集スケジュール

- ① 募集要項の配布・募集開始 令和7年10月1日（水）
- ② 応募書類提出受付期間 随時
 ※ただし、本事業の実施に十分な事業者が確保でき次第、募集を終了します。
- ③ 審査結果通知予定 随時
- ④ 委託契約予定日 随時

(2) 応募方法

要項に記載の連絡先および応募書類提出先に事前連絡し、応募書類を直接持参してください。受付時間は、受付期間中の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時です。

なお、書類提出時に聞き取り等を行いますので、ご担当者様の来庁が必要となります。

(3) 応募書類

- ア. 応募申請書（様式1）
- イ. 誓約書（様式2）
- ウ. 事業実施体制確約書（様式3）
- エ. 事業所情報提供書（様式4）

（応募事業者単位ではなく、実際に派遣拠点となる事業所ごとに作成。）

(例：事業所2カ所で実施する場合は、様式4は2枚必要。)

- オ．訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定若しくは居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定がわかる書類の写しまたは本要項3．応募要件(1)③を証する書類
(上記エと同様、事業所ごとに必要。)

(4) 募集に関する問い合わせ等

今回の募集についてのご質問がありましたら、本要項9に記載の連絡先および応募書類提出先に連絡してください。

5. 審査等

市は提出された書類に基づき、事業所を審査し、必要に応じてヒアリングまたは実地調査を行います。審査結果については書面で通知し、別途、市と事業者で委託契約を締結します。

6. 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募事業者の事情で辞退する場合は、その理由を添えて「応募辞退届」(様式5)を速やかに提出してください。

7. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、事業者登録は行いません。また、事業者登録後であっても、次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、事業者登録を取り消すことがあります。

- (1) 3の応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 本業務を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

8. その他

- (1) 提出された応募書類は、返却しません。
- (2) 応募書類の作成等の応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、応募に係る経費および準備に要した費用等の損害賠償には、一切応じません。
- (3) 今回の募集は、登録事業者の募集であり、必ずしも本業務の委託を約束するものではありません。
- (4) 事業者登録された事業者については、本事業に関するリーフレット等の広報媒体などに事業者名を記載することがあります。

9. 連絡先および書類提出先

〒520-1521

滋賀県高島市新旭町北畑45番地1 こども若者応援ベースみらくる内

高島市子ども未来部こども家庭センター
TEL : 0740-28-7830 FAX : 0740-25-8071
E-mail : kodomo@city.takashima.lg.jp